

## 請求する前にもう一度チェックしましょう！(短期入所生活・療養介護、介護予防短期入所生活・療養介護)

### チェック1

短期入所サービスの退所日に同一敷地内や隣接する敷地にある介護保険施設へ入所する利用者について、退所日の報酬を請求していませんか。

同一敷地内にある施設等との間で相互に職員の兼務や施設の共用等が行われている場合、短期入所退所日に当該施設に入所する利用者については、退所日の報酬は算定できません。

### チェック2

連続して30日を超えて短期入所サービスを利用している利用者について、ひきつづき31日目の報酬について請求していませんか。

利用者が連続して30日を超えて短期入所サービスを利用している場合には、30日を超える日以降に受けたサービスについては報酬算定できません。

### チェック3

利用者の居宅が近距離にある等の理由で徒歩により行った送迎について、送迎加算を請求していませんか。

送迎加算は車での送迎サービスを前提としたものであり、利用者の居宅が近距離である等の理由で徒歩により送迎する場合は、短期入所サービスの一環として無償で行うことが適当です。

### チェック4

短期入所生活介護において、常勤専従の機能訓練指導員を配置していない場合に、機能訓練指導員配置加算を請求していませんか。

機能訓練指導員配置加算を算定するには、常勤専従の機能訓練指導員の配置・届出が必要です。理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師が機能訓練指導員に該当します。

### チェック5

前月において、夜勤を行う介護・看護職員を必要数配置していない状態が一定の日数を超えて生じている場合に、報酬を減算せずに請求していませんか。

1か月の中で、夜勤職員数が基準に満たない日が2日以上連続するか、又は、通算して4日以上生じた場合には、その翌月は全ての利用者について基本報酬を100分の97に減算します(短期入所生活介護、介護老人保健施設の短期入所療養介護の場合)。

### チェック6

前月の平均利用者数が運営基準で定められた定員数を超過している場合に、定員超過の減算をせずに報酬を請求していませんか。

1か月の平均利用者数等が定められた定員を超えた場合には、その翌月から定員超過が解消された月まで全利用者に対して基本報酬を100分の70に減算します。

### チェック7

前月に看護・介護職員について運営基準に定められた数を配置していない場合に、人員基準欠如の減算をせずに報酬を請求していませんか。

看護・介護職員数が基準の1割を超えて少ない場合にはその翌月から、また、基準の1割の範囲内で少ない場合にはその翌々月から人員基準欠如の解消月まで全利用者に対して基本報酬を100分の70に減算します。

### チェック8

ユニット型(介護予防)短期入所生活・療養介護費を算定する施設において、体制が未整備な場合に、減算をせずに報酬を請求していませんか。

常勤のユニットリーダーをユニットごとに配置していない等、基準に満たない状況になった場合、その翌々月から状況解消月まで全利用者に対して報酬を100分の97に減算します。ただし、翌月末までに基準を満たしていれば減算対象外です。

### チェック9

介護老人保健施設の短期入所療養介護において、緊急時治療管理を連続する4日以上、もしくは月2回以上算定していませんか。

緊急時治療管理は1回に連続する3日を限度とし、月に1回に限り算定できます。なお、緊急時治療管理と特定治療は同時に算定できません。

### チェック10

介護老人保健施設の短期入所療養介護において、緊急時治療管理の対象者に該当しない入所者に対して、当該報酬を請求していませんか。

緊急時治療管理の対象者は、意識障害又は昏睡、急性呼吸不全又は慢性呼吸不全の急性増悪、急性心不全、ショック、重篤な代謝障害、その他薬物中毒等で重篤なもの、に該当する者です。

## 利用料、食費・居住費の他に利用者から受け取ることができる費用

- (1) 利用者の選定により、特別な居室を提供した場合の費用
- (2) 利用者の選定により、特別な食事を提供した場合の費用
- (3) 送迎の費用  
利用者の心身の状態や家族の事情等から送迎が必要な場合には保険の対象となるため、送迎費の支払いは受けられません。
- (4) 理美容代
- (5) その他の日常生活費 で利用者負担が適当なもの  
おむつの費用は保険給付の対象であるため、別に費用の徴収はできません。  
「その他の日常生活費」とは、サービスの一環としての日常生活上の便宜についての経費をいい、嗜好品の購入等サービス提供と関係のない費用とは区別されます。

徴収に当たっては次の基準が定められている必要があります。

- 1 対象となる便宜と保険給付対象サービスとの間に重複関係がないこと。
- 2 保険給付対象サービスと明確に区別されないあいまいな名目(お世話料、管理協力費等)は認められず、費用の内訳が明らかであること。
- 3 利用者又は家族の希望によるもので、事前の十分な説明と書面による同意に基づくこと。
- 4 実費相当額の範囲内での費用徴収であること。
- 5 対象となる便宜及び費用の額が運営規程で定められ、施設の見やすい場所に掲示されていること。

### 特別な居室等の基準

短期入所サービスでの特別な居室・療養室等は、次の基準を満たす必要があります。

- (1) 個室又は2人部屋であること。
- (2) 特別な居室等の定員がおおむね入所定員の5割(国が開設者の病院・診療所は2割、地方公共団体が開設者の病院・診療所は3割)を超えないこと。
- (3) 1人当たり床面積が、短期入所生活介護10.65㎡以上、介護老人保健施設8㎡以上、病院・診療所6.4㎡以上であること。
- (4) 特別な居室等の施設・設備が、利用料の他に費用の支払いを受けるのにふさわしいこと。
- (5) 利用者への情報提供を前提とした、利用者の選択に基づく提供であること。(サービス提供上の必要から行われるものではないこと。)
- (6) 費用の額が運営規程に定められていること。

## 同日算定の可否(Aのサービスの入所前、退所後にBのサービスを利用した場合)

A	算定	B	
短期入所療養介護		医療系サービス	訪問看護費 訪問リハビリテーション費 居宅療養管理指導費 通所リハビリテーション費
		福祉系サービス	通所介護費 訪問介護費 訪問入浴介護費
短期入所生活介護		短期入所生活介護費 通所介護費	

同日に算定できる

算定できるが、そのようなプランを機械的に組むことは適切ではない

退所日においては× 入所日においては

(注)短期入所生活介護の場合、医療系サービス・福祉系サービスともに基本的に だが、B欄記載のサービスに関しては

### 食事の提供

- (1) 栄養及び内容  
利用者の年齢、身体的状況に適するものとし、利用者の嗜好にも配慮すること。
- (2) 実施方法  
調理は、あらかじめ作成された献立に従って行い、その実施状況を明らかにしておく。また、病弱者に対する献立については、必要に応じ医師の指導を受けること。
- (3) 衛生管理  
ア 食器その他の設備、飲用に供する水の衛生的管理に努め必要な措置を講じる。  
イ 食中毒の発生を防止するための措置について、保健所と連携を保つこと。
- (4) 適切な時間  
夕食時間は午後6時以降とすることが望ましく、早くても午後5時以降とする。
- (5) 可能な限り離床して食堂で食事をとることを支援しなければならない。

### 衛生管理

- (1) 施設、食器その他の設備、飲用に供する水の衛生的管理及び必要な措置。
- (2) 食中毒及び感染症の発生やまん延を防止するための措置等。  
(必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つこと。)
- (3) 空調設備等による施設内の適温の確保。